

2015年度私立高校・中学生の経済的理由による退学と学費滞納調査のまとめ

1. 調査の目的

- ・今回の調査は、2015年度（2015年4月～2016年3月末）に経済的理由で私立高校、私立中学を退学（学費未納による除籍を含む）した生徒の状況と2016年3月末の学費滞納状況を可能な限り把握し、必要な措置を行政に要請して私学に学ぶ生徒の学ぶ権利を守るために行いました。
- ・本組合では、1998年度以来毎年同様の調査を行っており、9月末は学費滞納調査として3ヶ月以上の学費滞納生徒数を中心にし、3月末にはその年度の1年間に経済的な理由で中途退学した生徒数を中心に調査し、今回が18年目の調査です。

2. 調査の時期

調査は、2016年3月末現在での、2015年度1年間の中途退学と3か月以上の学費滞納の状況を調べたものです。

3. 調査方法

調査方法は、別紙の調査用紙を本組合加盟の各学校（全日制私立高等学校及び私立中学校）の教職員組合を中心に配布（各県私教連を通して配付、FAXやメールで配信）し、各学校の協力を得て調査用紙を回収し、全国私教連が集計しました。

4. 回答状況

- ・34都道府県の私立高校303校（生徒数260,542人）、24都府県の私立中学133校（生徒数52,970人）から回答がありました。
- ・上記の学校数、及び生徒数を平成27年度文部科学省「学校基本調査」で見ると、
高校…全国の全日制私立高校1,291校の23.5%、私立高校生徒数1,039,426人の25.1%
中学校…全国の私立中学校774校の17.2%、私立中学生徒数243,390人の21.8%

5. 2015年度の1年間に経済的理由で中退した私立高校生の総数は47人(0.02%)となり、人数、割合ともに調査した18年間で最低になりました。

- ① 経済的理由による私立高校の中退生徒数47人(0.02%)は、昨年度の調査(101人、0.04%)と比較しても人数、割合でほぼ半減しており、これまでの最低水準です。

年度	経済的理由による中退生徒数	同中退率（中退生徒数／調査生徒数）	調査生徒数
1998	261人	0.13%	203,355人
1999	318人	0.15%	216,505人
2000	299人	0.12%	239,797人
2001	347人	0.15%	229,579人
2002	355人	0.17%	205,850人
2003	293人	0.16%	183,697人
2004	279人	0.19%	147,675人

2005	285人	0.16%	179,630人
2006	188人	0.11%	164,842人
2007	407人	0.21%	195,264人
2008	513人	0.20%	260,834人
2009	200人	0.09%	226,914人
2010	148人	0.06%	264,576人
2011	110人	0.04%	285,506人
2012	118人	0.04%	277,214人
2013	83人	0.03%	256,001人
2014	101人	0.04%	242,432人
2015	47人	0.02%	260,542人

- ② 経済的理由で私立高校を中退した生徒のいる学校数は、16都府県31校（調査した303校中10.2%）で、昨年よりも減少し、過去最低のレベルでした。この人数はこれまでの私たちの統計で経済的理由での中退者が最も多かったリーマンショックの起きた2008年度の513人に比較すると10分の1になっています。

中退者のいる学校（31校）の1校平均では1.5人おり、中退者が学校によって偏りがある傾向は引き続いています。

（2014年度280校中42校101人、2013年度300校中41校83人、2012年度317校中52校118人、2011年度340校中55校110人、2010年度324校中56校148人、2009年度282校中72校200人、2008年度315校中134校513人、2007年度234校中72校407人、2006年度194校中90校188人）。

（別紙都道府県別一覧表参照）

- ③ 3月末での3ヶ月以上の学費の滞納生徒は131校に786人いました。滞納生徒のいる学校数131校は回答した学校の43.2%、生徒数割合（滞納生徒数/対象生徒総数）は0.30%で、昨年度に比べ人数では微増し、割合ではほぼ同じで調査開始以来最低の割合でした。これらの生徒は学費の滞納をかかえたままで進級または卒業した生徒です。

経年比較では、2014年度0.31%（762人/242,432人）、2013年度0.32%（807人/256,001人）、2012年度0.34%（950人/277,214人）、2011年度0.42%（1,194人/285,506人）、2010年度の0.51%（1,399人/264,576人）、2009年度0.62%（1,406人/226,914人）、2008年度0.72%（1,887人/260,834人）と比較して減少傾向にあります。

また、3か月以上の学費滞納している生徒が在籍している学校数の131校（43.2%）は、2014年度の132校（280校の46.8%）、2013年度133校（300校の44.3%）、2012年度159校（317校の50.2%）、2011年度171校（340校の50.3%）、2010年度193校（324校の59.6%）、2009年度189校（282校の67.0%）、2008年度208校（315校の66.0%）と比較すると、2013年度以降回答した学校の過半数が滞納生徒なしという状況が続いています。

- ④ 経済的理由による私立中学校の中退生徒数は8校（回答した学校の6.0%）に8名おり、中退率は0.02%になり、この4年間大きな変化はありません。

2014年度の中学中退生徒数6校10名・中退率0.02%、2013年度8校8名・中退率0.02%、2012年度0.02%、2011年度の0.13%、2010年度0.02%、2009年度0.04%、2008年度0.05%、2007年度0.06%、2006年度0.03%です。

- ⑤ 私立中学生の3ヶ月以上の学費滞納生徒数は44校（回答した学校の33.1%）に77人おり、割合（滞納生徒数／対象生徒総数）は0.15%で、昨年度と大きな差はありませんでした。

これまでの滞納生徒の割合は2014年度0.16%、2013年度0.09%、2012年度0.19%、2011年度の0.15%、2010年度0.20%、2009年度0.22%、2008年度0.20%、2007年度0.17%、2006年度0.26%です。

6. 「2016年度末で就学支援金制度の見直し後の3年になり、来年度は現在の就学支援金制度の見直しが国会や文部科学省で検討されます。現行の就学支援金の見直しについて、優先させるべき課題はどれだと思いますか。次から選んで記号に○をつけてください（複数回答可）」について

- (1) 改善に向けた優先課題として回答したのは以下の通りでした。

項目	回答数	割合・%
ア. 所得制限をなくし、全員に給付してほしい。	108	35.6
イ. 低所得層への加算額をふやしてほしい。	86	28.4
ウ. 加算世帯の所得水準を上げて、中所得層まで加算してほしい。	86	28.4
エ. 授業料だけでなく施設設備費も就学支援金の対象にしてほしい。	119	39.3
オ. 入学金への補助制度を確立してほしい。	59	19.5
カ. 私立中学生にも就学支援金を支給してほしい。	71	23.4
キ. 事務手続きの簡素化をしてほしい。	168	55.4
ク. その他（具体的にお書きください）		

- (2) 「ク. その他 自由記述」は以下の通りです（詳しくは資料参照）。

- ・国公立・私立学校ともに中・高の授業料完全無償化の早期実現。少子化の中、児童手当の支給に続き、いちばん出費が多いであろう中高生の授業料無償化の実現が必要だと思う。（青森）
- ・低所得層は手厚いが、中所得層(特に400万前後)の家庭の補助を考えてほしい。（山形）
- ・年度途中で申請の様式がころころ変わるので困る。事務費の請求もコピー代、用紙、人件費支払(職種により区別)等毎日の記録が必要。何のメリットがあるのか疑問。生徒の経済的負担軽減こそが重要なのではないか。（栃木）
- ・県授業料減免と奨学給付金等をすべて就学支援金制度に一本化することにより、制度内容を効率化できる。県授業料減免や奨学給付金を含め、学校事務を経由させた受付方法を廃止し、保護者・市役所・県該当部署内で事務処理を完結させることにより、受付から補助金交付までの時間短縮と事務効率化が図れる。学校事務負担軽減も実現できる。（千葉）
- ・個人情報保護の観点からも、学校に課税証明書等の書類を提出するのは問題である。マイナンバーは、個人の所得の把握を行政で容易にするためのものなので、保護者が学校からの在学証明を行政に提出し、それを受けて行政から就学支援金を支給していただきたい。また、国の就学支援金と都道府県の補助金の書類も同一にしたほうが保護者の負担が少ない。（神奈川）
- ・国と県との制度の手続きを一本化して、保護者がわかりやすい制度にしてほしい。私立中学生へ支援制度を早く整備してほしい。（長野）
- ・授業料だけでなく、親にとってはPTA会費も学校のお金になります。対象の幅の拡大をお願いします。（新潟）
- ・個人情報の取り扱いが大変なため、マイナンバーを活用し、課税額を確認できる各自治体で事務処理をしていただきたい。（石川）
- ・制度をころころ変えられると煩雑で困る。（大阪）

7. 調査結果の分析

(1) 経済的な理由で中途退学した私立高校生は47名で、割合は0.02%となり、人数、割合ともに過去最低になりました。この理由として以下の点が考えられます。

① 国と自治体の支援制度の拡充があげられます。

低所得層への加算と奨学のための給付金を柱とする国の就学支援金制度の見直し(2014年度1年生実施から学年進行)で、私立高校の低所得層への支援が拡充され、それに加えて自治体単独の減免制度も拡充した結果、保護者負担が大きく減少したことが要因と考えられます。

また、2年目になった「奨学のための給付金」もこの年度にプライバシーに関する記入欄の改善など申請手続きの改善もあり、申請漏れが減少したことも考えられます。

【2015年度就学支援金制度(国)対象:1・2年生】

生活保護世帯・住民税非課税世帯…年額 297,000 円 (2013年度までは 237,600 円)
家計収入 350 万円未満世帯…年額 237,600 円 (2013年度までは 178,200 円)
家計収入 590 万円未満世帯…年額 178,200 円 (2013年度までは 118,800 円)
家計収入 910 万円未満世帯…年額 118,800 円 (2013年度までは 118,800 円)
家計収入 910 万円以上世帯…支給なし (2013年度までは 118,800 円)

【奨学のための給付金】

2014年…生保世帯と非課税世帯(標準世帯で年収250万円未満)に支給

- ・生活保護世帯…私立高校生 52,600 円(年額)、国公立高校生 32,300 円、修学旅行費用相当額
- ・第1子高校生…私立高校生 38,000 円(年額)、国公立高校生 37,400 円、教科書・教材費・学用品等
- ・23歳未満の扶養兄弟がいる第2子以降…私立高校生 138,000 円、国公立高校生 129,700 円

2015年度の改善

- ・概算要求で第1子も138,000円を掲げるも、実現されず(前年同額)。
- ・申請用紙記入の改善、申請手続きの簡素化

2016年度の改善

- ・概算要求で第1子も138,000円を掲げ(3年目)、予算では67,200円(+27,400円)になる。

② 学費滞納への学校の対応の変化があげられます。

以前は、滞納→督促状→退学という手続きのなかで中退者を多く生んでいた学校でも、就学支援金や県の減免が支払われるまで待っての対応をしたり、それでもお金が不足する場合などには社会福祉協議会の特別貸付制度を案内するなどして、中退者を生まない対応をするようになったことが中退者の減少につながっていると考えられます。

③ 社会福祉協議会が窓口となっている生活福祉資金の「教育支援資金」の特別貸し付けが臨時的措置から恒久的措置に変更(2013年2月)や、区市町村での独自の奨学金制度の拡充など社会的な支援体制の充実が進んだことがあげられます。

(2) 自治体間格差が一層拡大していることが大きな問題です。

自治体間格差が拡大していることが大きな問題で、住んでいるところで学ぶ機会が平等に保障されていない状況が拡大しており、学費滞納、経済的理由での中退につながっていると考えられます。

今回の調査で、経済的理由で中退した生徒47人のうち1/3近い14人が退学した東京都では、補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯で約21万円、住民税非課税世帯で26万円、新入生だとこれに入学金(平均額で約25万円)が自己負担になり、生活保護世帯で年額46万円、非課税世帯で51万円の自己負担が必要となっていることも原因の一つと考えられます。

東京都の生徒の数と割合が多いのは今年度だけではなく、2014年度23人（101人中）、2013年度10人（83人中）、2012年度20人（118人中）、2011年度26人（110人中）となっています。

隣の埼玉県だと、施設設備費を「その他の授業料」として補助対象に加え、さらに入学金補助（609万円未満世帯までに10万円）があるため、生活保護世帯や非課税世帯では授業料と施設設備費が全額補助され、入学金の差額（12.7万円）が自己負担になるのみで、東京都との差は生活保護世帯で3.6倍、非課税世帯で4倍にもなります。

授業料だけでみると35道府県で無償化が進んでいますが、私立高校の学費は授業料だけでなく、施設設備費と新入生には入学金という大きな金額が残されています。施設設備費まで支援対象としているのは13道府県、入学金補助制度があるのが18県だけとなっています。

【2015年度新入生の学費と補助額及び自己負担額】

自治体名	学費 (授業料+施設設備費)	入学金	初年度 納入金	非課税世帯 補助額	非課税世帯 自己負担額	590万世帯 補助額	590万世帯 自己負担額
福井	354,000	98,000	452,000	432,950	19,050	245,000	207,000
愛知	445,164	201,018	646,182	594,800	51,382	329,000	317,182
鳥取	451,379	53,125	504,504	451,379	53,125	178,200	326,304
山口	419,498	79,000	498,498	426,400	101,798	178,200	320,298
埼玉	573,924	226,948	800,872	673,924	126,948	350,000	450,872
大阪	594,674	193,095	787,769	594,674	193,095	594,674	193,095
京都	723,348	89,436	812,784	650,000	162,784	228,200	584,584
滋賀	585,200	152,000	737,200	358,000	379,200	257,200	479,600
栃木	540,854	144,586	685,440	294,000	391,440	178,200	507,240
岡山	682,206	83,913	766,119	357,000	409,119	202,200	480,519
兵庫	592,226	235,337	827,563	379,000	448,563	178,200	649,363
茨城	612,638	190,625	803,263	316,750	486,513	180,000	623,263
東京	649,312	249,474	898,786	387,000	511,786	282,600	616,186

【2015年度の私立高校生への学費（授業料）補助制度の各自治体の到達点】

学費（授業料）・入学金補助制度	該当自治体	
低所得世帯へ学費（授業料＋施設設備費）の学費の全額補助がある	大阪（609万円未満世帯まで）、京都（500万円未満世帯まで）、埼玉（350万円未満世帯まで）、鳥取・広島（生保・非課税世帯）	5
自治体単独補助が800万円世帯まである	愛知（840万円）、京都（910万円）、大阪（800万円） 福岡（上限なし＝一律補助6000円がある）	4
自治体単独補助が590万円未満世帯までである	秋田、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、福井、愛知、岐阜、滋賀、京都、大阪、奈良、岡山、徳島、香川、福岡	17
低所得世帯は一部施設設備費まで支援する制度がある	北海道、山形、埼玉、山梨、新潟、福井、京都、大阪、鳥取、岡山、広島、山口、福岡	13
低所得層は授業料無償	北海道、秋田、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、長野、山梨、新潟、石川、福井、静岡、愛知、岐阜、三重、京都、大阪、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎	35
低所得世帯に入学金のほぼ全額補助	愛知（～350万円未満世帯に20万円（ほぼ全額））	6

がある	山形(生保世帯に全額＝上限なし) 富山(生保・250万未満世帯に74,350円(入学金平均額－公立高校入学金) 福井(生保・250万未満世帯に92,350円(入学金平均額－公立高校入学金) 山口(～350万円未満世帯に70,000円...入学金平均額79,000円) 熊本(生保世帯に60,000円...入学金平均額70,476円)	
入学金補助が中所得世帯まである	埼玉(609万円未満10万円)、神奈川(760万円未満10万円)、 愛知(609万円未満6.5万円、800万円未満4.8万円)、 福井(590万円未満3.3万円)	4
入学金補助制度がある	秋田、岩手、山形、群馬、埼玉、千葉、神奈川、長野、新潟、富山、石川、福井、愛知、三重、広島、山口、熊本、鹿児島	18
私立中学生に就学支援金がある	鳥取(年収800万円未満世帯に年118,800円支給)	1
私立中学生に授業料補助がある	高知(生保世帯、住民税非課税世帯に全額補助。但し学校負担1/3あり)	1
自治体単独補助がなく国の就学支援金のみ	岩手、群馬、沖縄	3
生保・住民税非課税世帯(年収250万円程度)までしか自治体単独補助がない	宮城、島根、山口、鹿児島	4
生保・住民税非課税世帯で20万円(年額)以上の自己負担が残る自治体	宮城、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、長野、岐阜、三重、滋賀、奈良、岡山	13
自治体単独補助に学校負担がある	宮城(20～10%)、茨城(10%)、栃木(10%)、香川(18%)、佐賀(10%)、熊本(20%)、大分(50%)、宮崎(33.3%)	8

(3) 学校の対応の差から生じる問題が残っています。

中退者を生んだ学校が31校で47人、1校平均が1.5人で、こうした学校数が1.5倍～2倍という状況は変わっていません。

学費の納入時期(毎月又は3～4期での納入)と就学支援金・県減免額の代理受給の時期が重なっていないため、一度学費の納入を義務付け、現金を還付する学校がまだ一部に残っている状況があり、放置されている問題があります。多くの私学では、いずれ入ってくる就学支援金や県の減免を待って学費の滞納についても緩やかな対応をするなかで、その対応の差が大きな問題となっています。滞納→電話による督促または督促状の郵送→除籍または退学という従来の対応を行っている学校では、生徒本人及び保護者の反応も違ってくることも考えられ、対応についての学校間のばらつきが中退を選択させていることも考えられます。

【中退事例…報告集より】

- ・学費を理由にして中退し、公立へ転学した者が2名いる。うち1名は1年生で母子家庭、4月に1期分(4～6月)は入学手続きの際に納入したが、2期分(7～9月)以降が未納になった。納入した学費を12月末に4月以降、3月末にそれ以降の就学支援金と県の減免額の合算額を家庭の口座に振り込むことになっており、一度学費を払い込まないと「滞納」という形となり、督促状が届くことになる。11月に中退し、公立に転校した。(埼玉)
- ・学費の滞納があるとその生徒を公式戦に参加させるための登録ができず(校長印がもらえない)、特に団体競技だと監督や部長が苦勞する。(広島)

(4) 3月末段階で「3ヶ月以上の学費滞納」を抱えたまま、「進級」、「卒業」した私立高校生数

は786人、その割合も0.30%となりましたが、この割合はここ3年間は全体として大きな変化はありません。

①2010年度以降の3ヶ月以上の学費滞納者の減少は、国の就学支援金制度、各自治体の減免制度、各私立高校での学校独自の補助制度、厚生労働省の生活福祉資金（教育支援資金）と、私立高校生をめぐる学費負担問題へのセーフティーネットが厚くなってきたことが要因だと思われます。

②しかし、今回の調査でもいまだに800人近い生徒が学費未納での退学の不安を抱えたままで進級し、または納入を条件に卒業していることを考えると、「高卒最低条件」の就職問題を考えると、高校入学生徒が経済的な理由で中退することのないように、またはいくつものアルバイトの掛け持ちで自力で学費を工面することのないように、更なるセーフティーネットが必要です。

③滞納世帯が大きく減少しないことの一つには、低所得層が多く通っている私立高校では景気の影響は少ないことも理由のひとつにあげられると思います。

(5) 2016年度で新就学支援金制度が全学年で導入され、2017年度におこなわれるとされる就学支援制度改定議論に向けた優先課題については、事務手続きの簡素化が過半数の学校から回答がありました。

①公立高校では就学支援金が受給対象か否かの判断だけで済みますが、私学の場合、対象者であっても2.5倍、2倍、1.5倍、1倍と区分が必要となり、課税証明書からその判断を行うのは事務室です。課税証明書を全員から提出させ、どこに該当するかの判断は学校（事務室）で行うことで、仕事量は大幅に拡大します。母子家庭や低所得世帯の保護者に課税証明書を役所に取りに行ってもらい、申請書に記入し提出してもらい申請手続き全体についてそれぞれの家庭に寄り添わないと申請漏れが生じることになります。家庭環境や家計収入を把握する事務作業の性格上、専任職員で対応することになり、この仕事に専念し、今までの仕事をパート職員にお願いする学校も多くなっています。申請漏れや辞退者を生まないように各学校の事務室や学級担任の努力で支えられているということもできます。

なお手数料は、東京都の場合、生徒一人当たりの事務手数料540円+学校一校当たり737,000円（60人以上の学校）、他道府県の場合生徒一人当たり1,200円で、2014年度までは700円でした。これでは仕事量にとっても見合った金額ではないという声が聞こえてきます。

新入生の場合、全入学世帯から昨年度の課税証明の提出をお願いし4月からの支給をした後で、更に6月から前年度の課税証明の再提出をお願いし、更に就学支援金2.5倍世帯には奨学のための給付金の事務が重なり、更に仕事量が多くなることになります。

マイナンバーの導入で仕事量が軽減されるとされていますが、現実はどう変化するのか、現場に示していくことが必要になると思われます。

②続いて多かった回答が、「授業料だけでなく施設設備費も就学支援金の対象にしてほしい」で、119校（39.3%）、続いて、「所得制限をなくし、全員に給付してほしい」が108校（35.6%）でした。

施設設備費が授業料と同額または上回る県があり、「授業料無償」と言っても、施設設備費が丸ごと残り、大きな負担になっています。

8. 「お金のことを気にしないで学校を選びたい」「お金のことを心配しないで学びたい」という生徒の思いを実現するために…

①就学支援金の加算額を現行の最大2.5倍（297,000円）を3倍（356,400円）にすることをほじ

め、590万円までの世帯への加算額を一律59,400円ずつ加算すること。

3.5倍(415,800円)にすることで生活保護世帯と非課税世帯で、就学支援金だけで学費の実質無償化が実現するのがこれまでの埼玉、京都、大阪、鳥取、広島の5府県に加え、北海道、福島、福井、島根の4道県と合計9道府県になります。また、3.5倍化された就学支援金に現在の自治体加算(単独減免)を加えると、先の9道府県に加え、青森、山形、新潟、富山、石川、静岡、山口、長崎、大分の18道府県が施設設備費を加えた学費が無償になります。

今回の見直しで、就学支援金の3倍(356,400円)をめざしますが、3倍に現在の自治体加算(県単減免)を加えると、埼玉、京都、大阪、鳥取、広島、北海道、福井、愛知、島根、長崎と5道県、合計10道府県が生活保護世帯と非課税世帯で学費無償が実現します。

②就学支援金の所得制限を撤廃し、支給対象を全世帯にすること。

③就学支援金の支給対象に施設設備費を加えること。

2016年度の学費支援制度で、施設設備費までを支援対象にしている自治体は、低所得世帯で全額対象にしている埼玉、京都、大阪、鳥取、広島、北海道、山梨、新潟、福井、三重、岡山、山口、福岡の8道県を含めて13道府県になります。

国の就学支援金を施設設備費全額を補助対象とすることが急務である。また、学園理事会に施設設備費を授業料に加え、学納金は授業料に一本化するよう申し入れを行います。

④自治体加算世帯を年収800万円未満世帯(中所得層)まで拡大すること。

2015年度で、590万円未満世帯まで自治体単独加算がある自治体は17都府県になり、800万円未満まで加算があるのは4府県になる。文部科学省の制度設計図では590万円までに自治体単独加算があり、この層までの自治体単独加算をすすめます。

⑤奨学のための給付金の給付対象を年収350万円まで拡大すること。

⑥国による入学金補助制度を創設すること。

現在、額の大小はあますが私立高校生への入学金補助を行っている自治体は21都府県になります。残る自治体が制度化するために、国が一定額を就学支援金の一部として補助することを求めます。

国の基礎的な補助額をもとに、各自治体は、年収350万円未満世帯には入学金全額補助、590万円未満世帯にはそれぞれの県内私立高校の入学金平均額の補助を行うことを求めます。

⑦私立中学生への学費支援制度を創設すること。

- ・国による私立中学生への就学支援金支給をめざします(モデルは鳥取県、高知県)。
- ・日私中高連が「平成29年度には何としても私立中学生へ就学支援金制度を実現したい」「平成28年度の最大の目標に」(2.29「私学時報」)。「全国の私立中学生世帯の12.5%が年収590万円未満世帯、せめてこの世帯まで一定の支援をするのが国の責務」(同)と指摘していることを踏まえて、取り組みを追求します。

⑧自治体単独減免の学校負担が残る8県は直ちにこの制度を廃止すること。

⑨経常費の1/2助成実現で、教育条件の公私格差是正を。

- ・帰属収入に対する補助率50%を目指しつつ、当面40%未満の自治体をなくすよう求めます。
- ・埼玉、大阪、岡山、島根、神奈川での「国基準」割れ問題に対する是正を求めます。
- ・「標準運営費方式」の検証(特に、神奈川、岡山)を行います。
- ・経常費補助の決算ベースでの検討(神奈川などの大幅減額県)
- ・各県の運営費予算の算定方法、配分方法について検討する。
- ・中学校への経常費助成の国基準順守・県単加算を求めます。
- ・区市町村からの経常費助成を求めます。

以上